



31川人委調第601号

令和2年2月19日

川崎市議会

議長 山崎直史様

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和2年2月17日付け31川議議第812号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第4号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に係る補償基礎額を平均給与額の算定方法により算定した額を基準として実施機関が市長と協議して定める額としようとするものであり、異議はありません。

議案第59号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

この条例案は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、55歳を超える一般職の職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り昇給を行おうとするものであり、異議はありません。